

立川市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定による。

立川市組織条例の一部を改正する条例

立川市組織条例（昭和42年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び<u>市長公室</u>（以下「部等」という。）を設置する。</p> <p>(1) <u>市長公室</u></p> <p>(2) <u>総合政策部</u></p> <p>(3) <u>行政管理部</u></p> <p>(4) <u>財務部</u></p> <p>(5) <u>市民生活部</u></p> <p>(6) <u>産業文化スポーツ部</u></p> <p>(7) <u>子ども家庭部</u></p> <p>(8) <u>福祉部</u></p> <p>(9) <u>保健医療部</u></p> <p>(10) <u>まちづくり部</u></p> <p>(11) <u>基盤整備部</u></p> <p>(12) <u>環境資源循環部</u></p> <p>(13) <u>公営競技事業部</u></p> <p>2 ……略……</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 <u>部等</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>市長公室</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。</p> <p>(1) <u>総合政策部</u></p> <p>(2) <u>行政管理部</u></p> <p>(3) <u>財務部</u></p> <p>(4) <u>市民生活部</u></p> <p>(5) <u>産業文化スポーツ部</u></p> <p>(6) <u>子ども家庭部</u></p> <p>(7) <u>福祉保健部</u></p> <p>(8) <u>まちづくり部</u></p> <p>(9) <u>環境下水道部</u></p> <p>(10) <u>公営競技事業部</u></p> <p>2 ……略……</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 <u>部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 重要事項の推進に関すること。
- (3) 行財政の改革に関すること。
- (4) 職員のコンプライアンス及び内部統制に関すること。

総合政策部

- (1)～(3) ……略……

- (4) 電子情報化及び情報管理に関すること。

行政管理部 ……略……

財務部 ……略……

市民生活部 ……略……

産業文化スポーツ部 ……略……

子ども家庭部 ……略……

福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。

保健医療部

- (1) 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関すること。
- (2) 保健衛生に関すること。
- (3) 介護保険に関すること。
- (4) 高齢者福祉に関すること。

まちづくり部

- (1)～(5) ……略……

総合政策部

- (1)～(3) ……略……

- (4) 行財政の経営改革に関すること。

- (5) 電子情報化及び情報管理に関すること。

- (6) 秘書に関すること。

行政管理部 ……略……

財務部 ……略……

市民生活部 ……略……

産業文化スポーツ部 ……略……

子ども家庭部 ……略……

福祉保健部

- (1) 社会福祉に関すること。

- (2) 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関すること。

- (3) 保健衛生に関すること。

- (4) 介護保険に関すること。

まちづくり部

- (1)～(5) ……略……

(6) まちづくりに関すること。

基盤整備部

(1) 道路及び水路に関すること。

(2) 土木に関すること。

(3) 緑化及び公園に関すること。

環境資源循環部

(1)～(3) ……略……

公営競技事業部 ……略……

(6) 道路及び水路に関すること。

(7) 土木に関すること。

(8) 緑化及び公園に関すること。

(9) まちづくりに関すること。

環境下水道部

(1)～(3) ……略……

公営競技事業部 ……略……

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。